

検討課題	現状	改革の方向	具体的な改革のイメージ	制度の根拠法令等
産学官連携による地域における人材空洞化の流れの転換	首都圏等で学んだ学生が出身地域にあまりUターンしない。また、地域の大学で学んだ学生が首都圏を含めた他地域に多く流出する。	○地域で育成された優位な人材が、地域に残るような環境を整備する。そのためには、地域で活躍できる場を多く創出する。	○地域の企業と大学・高等専門学校等が協働して教育プログラムを作成し、地域に密着した優位な人材を育成する。 ○大学発ベンチャーを大学を含め地域で支援し、大学卒業者等が就職する魅力ある企業とする。 ○講義・実習、インターンシップ、就職説明会等を利用することで大学と地元企業との接点を増やし、地元で就職する者を増やす。 ○農林水産省では、連携大学院によって、農林水産省所管独法の地域研究センターの研究者が地域の大学の非常勤講師となるなど、大学の求めに応じて地域に役立つ人材の育成に協力を行う。	
イノベーション創出のための地域の大学の機能強化	地域のイノベーションの創出に当たっては、地域の大学が果たす役割が大きい、その潜在的な能力を十分に発揮できていない。	○「地域の知の拠点」として、地域の大学の産学連携機能の抜本的強化・拡充を行う。	○知の創出を担う研究拠点としての役割を果たす中で、地域産業の課題解決に資する研究活動を推進する。 ○我が国の産業競争力や学術の振興を担う研究者、技術者等の育成を行うが、地域ニーズに対応した人材の育成も強く意識する。(地域と協働した教育プログラム、長期インターンシップ、等) ○研究成果の普及・活用の促進を図るため、産学官連携をさらに推進する。(相互理解、大学内のマネジメント強化(学内の連携、事務手続き等)、先端的な研究施設の共同利用、地元の中小企業との連携、大学と企業との間の人材流動化の促進、等) ○国立大学等に対する地方公共団体の寄附金の支出の取扱いを弾力化する。 ○関係府省庁は、地方財政特措法の改善措置の周知及び円滑な運用に努める。 ○国立大学等による大学発ベンチャー等に対する出資を可能とするとともに、低利融資等を行う金融機関に対する技術支援を行う。 ○起業を促す観点から、企業経営を学ぶ機会(アントレプレナー教育)の充実を図る。 ○大学OB人材等を活用した、大学発ベンチャーの経営面でのアドバイスを受ける仕組みを作る。 ○大学発ベンチャーにポスドク等が就職するように促す。 ○他大学との連携を図り、自らの強みや地域の持つ特性を活かしつつ、足りない部分を相互に補完する。 ○産学官連携による成功事例を広報する。 ○農林水産分野の大学など研究機関の研究成果を紹介するポータルサイト「農林水産知的財産ネットワーク」の構築、知財活用人材育成研修を実施する。 ○研究機関が開発した技術シーズを実用化につなげることを支援する農林水産省の「新需要創造対策」において、大学で開発された技術シーズも事業対象とする。 ○大学等のポテンシャルを活かした地域活性化の推進。 ○研究開発に関連する「試験研究設備」の共用設備化、オープン利用化。 ○地域内に不足するリソースを相互に補完するなど、研究開発や事業化に向けた取組を効率的に推進する戦略的な地域間連携活動を促進。	○地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の運用(平成19年12月28日の通知で、人材育成を目的とした寄附も対象となることが明確化されるなど弾力化が図られた。土地・建物の無償譲渡等、今後検討がなされる予定。) ○国立大学法人法第22条第1項第6号、第29条第1項第5号、国立大学法人施行令第3条
		○地域のイノベーション事業(プロジェクト)において必要な域外研究者の活用促進	○地域イノベーション事業(プロジェクト)において必要な研究者(ポスドク等)を、国が一括して公募する。 ○研究者(ポスドクを含む)の採用は、当該地域で行う。 ○域外の研究者(ポスドクを含む)に対して、研究拠点(大学等)の移転を促すための支援策(資金助成等)を講ずる。	
		○特許情報と論文情報の一括利用を可能とするシステムの開発 ○リサーチツール等イノベーション創出に有効な材料・技術等の活用の推進 ○研究成果を企業等に円滑に移転するための大学の体制整備	○特許情報をサイエンス情報として活用できるようにするためキーワード検索型のオープンシステムを開発する。 ○JST所有の科学技術情報検索システムを無料化する。 ○JST所有の科学技術情報とINPIT所有の特許情報を一括で検索可能なシステムを開発し、一般に開放する。 ○リサーチツール(マテリアル・ソフトウェア等)をデータベース化するとともに、その移転契約のひな形を作成・公表する。 ○特許流通データベース(技術の応用可能分野を明記したもの)の蓄積範囲を非特許情報にまで拡大する。 ○大学が外部専門家と連携をとって研究成果の移転を推進するための体制を整備する。(TLOの事業内容の見直し、MOT研究・教育との有機的結合等)	

研究成果の事業化支援	試作品の開発を越えた事業化支援が不十分なために、地域における、持続的なイノベーション創出に至らないケースが多い。	○「知」の価値を「市場」の価値に変えるための、事業化支援を拡充する。	○事業化のための多様な支援制度等を充実させる。(国、自治体、政府系機関)特に、中小企業向け融資制度、出資制度を自治体と共同して強化する。 ○取引先企業の技術情報、資金提供機能、企業の経営についての助言を行う機能を有する金融機関の活用を図る。 ○地域クラスターのさらなる発展を図る。(ネットワークの強化や拡大、等) ◎ベンチャー企業に対する支援の拡充を図る。(国立大学等による大学発ベンチャーへの出資、公的機関による調達情報の一元化、ベンチャー企業についての信頼ある情報の発信、エンジェル税制の拡充、等) ◎エンジェル税制の周知を図る。 ○関係府省庁や独立行政法人は、競争的研究資金に地方大学校(研究多様性枠)を設ける。 ○関係府省庁、公設試を活用した産学官連携のためのソフト資金を強化する。 ○地域の試験研究機関を活用し、大学との連携を促して、イノベーションの橋渡し機関としての機能を抜本的に強化する。 ○地域の試験研究機関にポスドク等を派遣し、大学とのイノベーション橋渡し業務等を担当させる。 ○地域のイノベーションを担う試験研究機関やインキュベーター機関が有する人材や試験機器等に関する情報を一括公表し、それらの相互活用・協働を促す。 ○農林水産省においては、研究支援策として、競争的研究資金等を、事業化支援策として食料産業クラスター展開事業、新需要創造対策等を実施しているが、各種のコーディネーターどうしの連携を一層強化。 ○農商工連携施策においては、農林水産省と経済産業省とが、合同で説明会を開催するなど、連携を一層強化する。 ○農林水産業の現場における優れた技術を知的財産として掘り起こし、権利を保護しつつ技術を「見える化」して普及させる取組を行う。 ○クラスター間連携など産業クラスター計画の広域的・国際的展開。 ○知的クラスターと産業クラスター等関係地域クラスターのより一層の連携強化によるシーズ創出から事業化に至るシームレスな支援。 ○シーズ創出から事業化に至るまでのシームレスなイノベーション創出。 ○産業クラスターの事業化支援強化。 ○府省の枠を超えた一体的な審査・評価を導入し、研究開発から事業化・販路開拓等までをシームレスに支援。 ○地域における起業家・大学発ベンチャー等の包括的支援プログラムの導入(起業家教育、メンタリング、人材紹介、ビジネスプランの作り込み、資金調達支援等)。	◎エンジェル税制(平成20年度税制改正では、ベンチャーへの投資額を所得控除できる制度の導入を目指している。)
		○優れた「目利き」による的確なコーディネートにより、シーズ創出から実用化までのシームレスな支援を行う。	○コーディネーターの質的な向上を図る。(優秀な人材を獲得、人材の育成、等) ○コーディネーターの活動がビジネスとして確立することを目指す。 ○産学連携、知財、中小企業の経営等の様々な分野のコーディネーターやアドバイザーが存在しているが、それらコーディネーターが相互に連携し、橋渡し機能において相乗効果が生み出されるようにする。 ○地域イノベーションを担う人材の発掘・育成・交流 ○コーディネーター人材については、ネットワーク化、データベースの整備、研修等を現在JST等において実施しているが、さらなる資質向上のための研修、ネットワーク化の推進、データベースを充実。 ○コーディネーターのキャリアパスの確立に向けた支援(表彰制度の導入・業績評価を行った上で優れたコーディネーターを継続雇用、等)。	
		○グローバルに展開する企業と、地域のベンチャー企業や中小企業との協業等により、国内外へ事業展開するための仕組みを強化する。	○知財、ビジネスモデル、地域固有資源の活用等による他者との差別化を図る。 ○グローバルなネットワークを形成する。(ITの活用等) ○大企業と中小企業等との連携を促す。(出会いの場の拡大、等) ○地域が主体となって、地元で生まれた特色ある新商品をまとまった形で大都市圏において宣伝、販売する。	
	地域の国際的な活動を積極的に推進することが必要。 地域の研究成果を海外企業に対して積極的に紹介することが必要。	○地域におけるイノベーション創出関連活動の国際的展開 ○地域のイノベーション事業(プロジェクト)の成果の国際的な場での紹介。	○地域における国際会議の開催、海外との共同研究等の推進、留学生の受け入れ等の活動に対して、支援策(資金援助、人材派遣等)を講ずる。 ○地域イノベーション事業(プロジェクト)の成果を海外での技術展示会、国際ビジネスショー等で積極的に紹介する。 ○地域発のイノベーション成果を、国が積極的にPRする。(ODAの活用、JICA、JETRO等の活用強化等)	

	科学技術シーズからのアプローチではなく、市場ニーズからのアプローチでイノベーションを創出することが必要。	○地域のイノベーション事業(プロジェクト)への、初期段階からの事業化推進支援 ○地域資源、地場産業の再評価(技術の棚卸し)を支援する仕組みの構築 ○地域イノベーション事業(プロジェクト)について、地域活性化のビジネスモデルの作成を支援する仕組みの構築	○研究資金支給の際に、研究成果活用のためのビジネスモデル、知財戦略等の作成を義務化する。 ○地域のイノベーション事業(プロジェクト)の計画段階で、求めに応じて、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家や、大企業OB等を、国が採用し、派遣する。 ○地域において、デザイナー、経営コンサルタント、弁理士等の専門家を随時活用できる仕組み(計画変更の柔軟性の確保等)を構築する。 ○国の派遣要請に応じられる専門家や大企業OB等のデータベースを整備し、公表する。	
	地域イノベーションの成果を知的財産ととらえ、その保護・活用を積極的に推進することが必要。	○成果の知的財産権化を促す制度・運用の整備 ○地域ブランドの確立とその活用戦略の構築に対する支援 ○知的財産権の帰属の明確化・移転等の促進	○地域イノベーション事業の成果(発明、デザイン、ブランド等)の知的財産権化に対する優遇措置を講ずる。(料金免除、早期審査、外国出願支援等) ○地域イノベーションの成果の知的財産権については、原則として事業参画者の共有とするとともに、契約等によって権利の譲渡・移転等が自由にできるようにする。	
持続的なイノベーション創出を可能とする地域マネジメントの確立	地域において持続的なイノベーションを可能とするようなマネジメントが確立されていない。	○地域主導でPDCAサイクルを回すことにより、地域マネジメントを確立するようにする。	○地域が自らの手で、地域イノベーションの構想を立てる。また、それを実行できる優れた人材を育てていく。 ○公設試験研究機関が、地域の産学官連携に効果的な役割を果たす。 ○地域科学技術施策の効果やアウトカムを定量的に評価する指標を作成する。(共同研究数、特許化数、大学発ベンチャー数、事業化数、全国(あるいは世界)に知られた新商品・技術等、大学等卒業者の就職者数、産学官のネットワークの質や量、等) ○クラスター形成を目指す拠点にあっては、複数の府省庁の施策横断的に、研究開発から市場化までを対象とする、一元的なマネジメント(PDCAサイクル全体をカバー)を行うための「中核機関」を地域が選定する。「中核機関」が中心となって、地域主導で、ビジョンやロードマップを作成・共有する。また、そのビジョン等の作成に当たっては、地域ニーズ対応型を志向するのか、グローバル展開を志向するかを明らかにする。 ○クラスター形成に係わる地域科学技術施策を展開する府省庁は、地域に交付する資金の中に、一定割合の「地域マネジメント間接経費」(仮称)を計上し、「中核的機関」に直接交付する仕組みを構築する。全国10ブロックに設置されている「地域ブロック協議会」は、管内にある「中核的機関」に対して同協議会への参加を招請し、同機関の支援策について検討する。 ○一次産業と食品産業との連携、研究開発成果の事業化、販売チャンネルとの連携などフードチェーン全般にわたるマネージメントやコーディネートの一層の強化が必要であり、農商工連携の推進の観点も含め、マネージメント人材の確保・育成支援のあり方について検討。 ○地域の主体性ある「地域の構想」の共有と関係府省の連携支援。 ○定型的・各地域一律の政策ではなく、地域が自らの手で策定する構想に基づいて、地域が必要とする実施期間・予算規模に柔軟に対応するイノベーション政策の展開。 ○クラスター形成など地域イノベーション・システムの構築には長期間を要することを踏まえて、産学連携プロジェクト等により形成される基盤を中長期的に維持するための支援(核となるマネジメント人材の措置等)。 ○マネジメント人材の育成及び地域への定着に向けた取組。 ○クラスター形成や持続的なイノベーション創出を可能とする地域マネジメント確立の第一歩として、取り組むべき課題を整理し、地域が有する資源等を踏まえた地域イノベーションのビジョンを策定するための地域の取組や、ビジョンを実現できる優れたマネージャー・プロデューサー等の育成を支援。 ○成功・失敗事例やマネジメントに係る課題等を共有できる仕組みづくり(各クラスター)	
	地域に持続可能なイノベーションを担う人材を確保・養成することが必要。	○地域イノベーション創出を担うポスドク・学生等の活用推進 ○既存施策・事業で活躍している人材の有効活用	○地域のイノベーション事業(プロジェクト)に参画する研究者に、事業後も、当該地域で研究を継続できるような措置を講ずる。 ○地域のイノベーション事業(プロジェクト)に参画する研究者に、一定の学生等を指導させる。 ○地域イノベーション事業(プロジェクト)にポスドク、学生等を積極的に参画させ、専門家の業務をサポートしつつ、事業化等に関する知識・ノウハウを修得させる。 ○特許流通アドバイザー、産学連携コーディネーター等の協力体制を整備し、総合的活用を図る。	

地域主体の地域科学技術施策への転換	各府省がそれぞれの政策目標のために、連携を十分にとることなく、個別の施策を実施している。	○各府省の支援策を大括り化し、地域から見て、府省の枠を意識せずに、いわばワンストップ的に活用できるような支援の仕組みを作る。 ○各府省の支援策を地域の裁量で自由に運用できる仕組みの構築。	○各府省ごとに、あるいは府省間で類似施策を整理統合する。 ○申請様式、申請先、申請時期などをできるだけ統一する。 ○各府省の枠を超えた支援制度とする。(国は支援策のメニューを提供し地域が選択できる仕組み、クラスターの連携枠の拡大、農商工連携、等) ○施策についての情報を一括して管理し、提供するようにする。(WEB上、冊子、等) (「府省共通研究開発システム:e-Rad」の拡充、「地域科学技術ポータルサイト」のコンテンツの充実) ○地域イノベーションを推進する組織を、自治体の長の直轄で整備し、国の助成をその組織経由に一本化する。 ○国への助成申請の書類を可能な限り簡素化する。 ○助成対象は、民間の委員による審議によって決定する。 ○農林水産省においては、競争的研究資金について、地域活性化に資する研究推進枠を設定するとともに、経済産業省と合同説明会を実施するなど、連携を強化する。	
科学技術により活性化を図る地域を支援するための制度改革	地域による産業活性化策の効果として、地方税収が増えた場合に、地方交付税交付金の一部が減額される。	○地域における産業活性化に積極的に取り組み、その効果が出た場合には、地方交付税交付金において、その努力が報われるようにする。	◎普通交付税の額は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた差額として算定される。また、基準財政収入額については、標準的な税収入の75%を算入している(残り25%を留保財源率と称している。)。この留保財源率の引き上げを行うことについて検討すべきである。	◎地方交付税法第14条
	地域発の新技术・製品が、国の規制によって普及しない。	○地域発の新技术・製品が普及するように、国の規制を緩和する。あるいは、「特区」制度を活用する。	◎医薬品や医療機器の開発・実用化において必要となる薬事法に基づく承認審査が、承認審査体制が必ずしも審査需要に応じたものとなっていないことから、結果として、承認審査の遅延、ひいては新しい医薬品や医療機器の国民へのアクセスの遅れを招いている。審査体制の抜本的拡充を行うべきである。 ○特許審査について、順番を待つ期間が長いことが指摘されており、迅速かつ的確な審査の実現に向けた取組を進めるべきである。 ○その他の規制についても、地域の要望を踏まえて検討を行うべきである。また、「特区」制度の活用について検討を行うべきである。(ロボットは人でも車両でもなく、道交法の対象外であったため、公道における試験が不可だったが、福岡市と北九州市で2004年にロボットの実証実験を行うことのできる特別区域が認可され、区域内では、ロボットを歩道や商店街等で通行させることが可能となった。2006年1月からロボット特区は全国展開されている。)	◎簡素的効率的な政府の実現するための行政改革の推進に関する法律第53条(5年で人件費5%削減) 他
	ベンチャー企業故に、官公需を含め初期需要が確保できず、結果的に事業化が進まない。	○公的機関が率先して新技术・新製品を導入し、導入実績を作ることによる初期需要の創出と技術の普及を促進する。	◎地方公共団体は、ベンチャー企業等の新商品を随意契約できるので、その普及を図る。(先駆的な試みとして、平成15年に佐賀県が「トライアル受注事業」を開始した。これは、ベンチャー企業等が開発した新製品等を県庁等で試験的に発注や購入し、その有用性を評価する事業。平成19年には、「トライアル受注全国ネットワーク」が発足。) ○ベンチャー企業がその制度を知らないことも多いので、広報を積極的に行う。 ○国立大学をはじめ、その他の公的機関においても、率先して購入等を行う。	◎地方自治法施行令第167条の2

(備考)第1回WG事務局提出資料(黒字部分)、清水委員提出資料(青字部分)、農林水産省提出資料(緑字部分)、経済産業省提出資料(紫字部分)、文部科学省提出資料(茶字部分)ををもとに作成。また、青緑字部分は、事務局で追加して記載した部分。